

ICキャッシュカード特約

※当行の発行するICキャッシュカードは、ICチップと磁気ストライプの両方をご利用いただけます。ICカード対応が行われている当行内および全国の提携金融機関の ATM(現金自動預入支払機)でICカード取引が可能となります。ICカード未対応の ATM では、従来の磁気ストライプカードと同様に暗証番号入力によるお取引となります。

1. (特約の適用範囲等)

(1)この特約は、ICキャッシュカード(従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能(以下、「ICチップ提供機能」といいます。))の利用を可能とするカードのことをいいます。)を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。

(2)この特約に定めのない事項に関しては、かいぎんキャッシュカード規定(以下、「カード規定」といいます。))が適用されるものとします。

2. (ICチップ提供機能の利用範囲)

(1)ICキャッシュカードは、当行およびカード規定第1条2項に定める現金支払業務提携先(以下「提携先」といいます。))の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。))のうちICカード対応している支払機(以下「ICカード対応ATM等」といいます。))でICチップによる取引が利用できます。

(2)当行および提携先の支払機について、都合によりICキャッシュカードの利用ができない支払機を設置している場合があります。この場合、当該支払機ではカード規定第1条の定めにかかわらず、ICキャッシュカードの利用はできません。

3. (代理人カード)

(1)代理人(本人と生計をともにする親族1名に限ります。))による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名・暗証を届出てください。この場合、当行は代理人に対し、同一種類のカード(以下「代理人カード」といいます。))を発行します。

(2)代理人は、カード規定第1条に規定されている預金取引の一切について預金者本人を代理できる権限を有するものとし、預金者本人は代理人の行った預金取引が代理権の範囲外であることを当行に対して主張することはできません。

(3)代理人に対する代理権授与を取り消した場合(代理人が預金者本人と生計をともにする親族ではなくなった場合も含みます。))には、カード規定の第12条の規定に従い、預金者本人から直ちに当行所定の届出をしてください。本人は当行の手続完了以前に代理権が消滅したことを当行に対して主張することはできません。

4. (ICカード対応ATM等の故障時の取扱い)

ICカード対応ATM等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

5. (ICチップ読取不能時の取扱い等)

(1) ICチップの故障等によって、ICカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続に従って、すみやかにICキャッシュカードの再発行を申し出てください。

(2) ICチップの故障等によって、ICカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。

6. (カード発行手数料)

(1) ICカード発行(再発行を含みます。)にあたっては、当行所定の手数料をいただきます。

(2) ICカードを発行(再発行や有効期限到来による更新発行を含みます。)する場合には、手数料を当該口座から自動引落させていただきます。手数料の引落ができない場合には、カードの利用を停止することがあります。

7. (特約の改定等)

(1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上